

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第6の2)

受けようとする 免許状の種類 基礎資格		栄養教諭 専修免許状	栄養教諭一種免許状 (備考3)							栄養教諭二種免許状を 有していること。	栄養教諭二種免許状を 有し、かつ栄養士法第 2条第3項の規定により 管理栄養士の免許を 受けていること。
在職年数		3	3	4	5	6	7	8	9	1年未満の期間を含む。	
合計(所要単位数)		15	40	35	30	25	20	15	10	8	
内 1 指 管 容 に 定 理 に 掲 規 栄 係 げ 則 養 る 別 士 科 教 表 学 目 育 第 校	基礎栄養学		2	1							
	応用栄養学		6	6	5	4	3	2	1		
	栄養教育論		6	6	5	4	3	2	1		
	臨床栄養学		8	7	6	5	4	3	2		
	公衆栄養学		4	3	3	3	2	2	1		
	給食経営管理論		4	3	3	2	2	1			
	総合演習		2	1							
	小計		32	27	22	18	14	10	5		
目 関 栄 す 教 養 る 育 に 科 に 係	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項				全ての 事項に わたること。	同左	同左	同左	同左	同左	全ての事項にわたること。
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項										
	食生活に関する歴史的及び文化的事項										
	食に関する指導の方法に関する事項		2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	
養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等	第三欄 教育の基 礎的理解 に関する科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想									
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)									
		教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全へ の対応を含む。)									
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習に過程									
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解									
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)									
	小計(第三欄)		2	2	2	2	2	1	1	3	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な 探究の時間並びに特別活動に関する内容									
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材 の活用を含む。)									
		生徒指導の理論及び方法									
小計(第四欄)		3	3	3	2	1	1	1	3		
選択科目(第三欄～第四欄の科目)		1	1	1	1	1	1	1			
小計(第三欄～選択科目)		6	6	6	5	4	3	3	6		
大学が独自に設定する科目(備考2)		15									
免許法の適用条項	別表第6 の2	同左								別表第6の2備考	
免許法施行規則の適用条項	17条の2	同左								17条の2第2項	

- 備考1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「栄養に係る教育に関する科目」又は「大学が加えるこれに準ずる科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5)
- 4 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。